

交 運 甲 達 第 6 号

平成 22 年 7 月 1 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う交通警察の運営について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 31 号。以下「改正府令」という。）及び平成 22 年国家公安委員会告示第 18 号（平成 10 年国家公安委員会告示第 24 号を廃止する件。以下「廃止告示」という。）が平成 22 年 6 月 11 日に公布され、同年 7 月 17 日（以下「施行日」という。）から施行されることとなった。

改正内容及び留意事項は下記のとおりであるので、その内容を了知の上、本改正規定にかかる関係事務の運営に万全を期されたい。

記

1 改正内容

(1) 本籍欄の削除

免許証の表面の様式を改め、本籍欄を削除することとなった。（改正府令別記様式第十四（表）関係）

(2) 臓器提供の意思表示欄の設置等

免許証の裏面の様式を改め、備考欄を縮小し、臓器提供の意思表示欄を設けることとなった。（改正府令別記様式第十四（裏）関係）

(3) その他

ア 経過措置

改正前の様式による免許証について、施行後も当分の間有効であることとするために必要な経過措置を設けることとなった。（改正府令附則第 2 項関係）

イ 廃止告示

意思表示シールの内容を定めている平成 10 年国家公安委員会告示第 24 号（道路交通法施行規則別記様式第十四の備考 6 等の規定に基づき、国家公安委員会の定める書面を定める件）は、廃止されることとなった。（廃止告示本則関係）

改正前の様式による免許証上に臓器提供の意を表示する方法として、施行日以降も引き続き、意思表示シールを用いることができることとなった。（廃止告示附則第 2 項関係）

2 留意事項

免許証の様式の変更について、各種講習等の機会をとらえて県民への広報啓発を行う等周知の徹底に努めること。また、交通取り締まりに従事する警察職員や免許証に関する問い合わせを受けることが予想される警察職員に対して、改正内容に関する教養を確

実に行うこと。

3 その他

参考資料として、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成22年内閣府令第31号）及び平成22年国家公安委員会告示第18号の官報の写しを添付する。

○内閣府令第三十一号
 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第三項及び第百十四条の六の規定に基づき、
 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
 平成二十二年六月十一日
 内閣総理大臣 菅 直人
 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令
 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。
 別記様式第十四（表）を次のように改める。

別記様式第十四（第十九条関係）

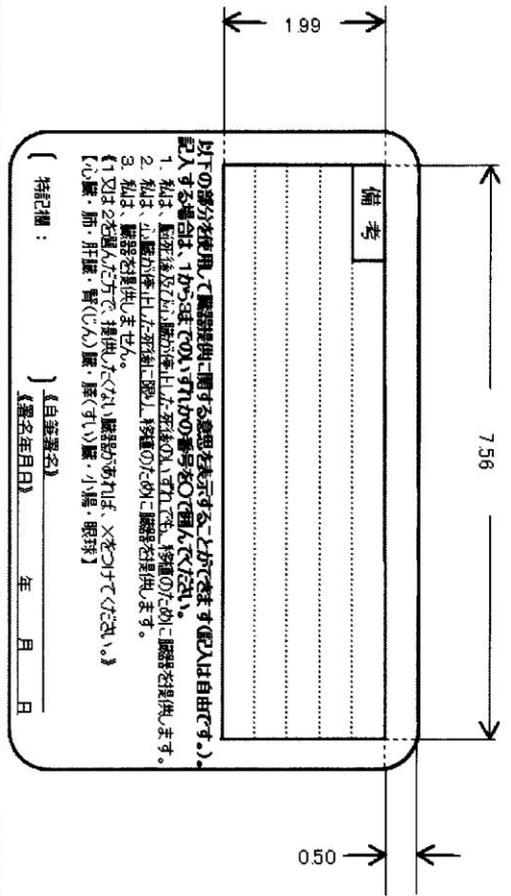
（表）

The diagram shows a rectangular form with the following dimensions: width 5.40, height 8.56, total width including margins 7.96, and width of the main content area 4.78. The form is divided into several sections:

- Top Right:** 氏名 (Name) field with a sub-field for 年 月 日生 (Date of Birth).
- Top Left:** 住所 (Address) field with a sub-field for 交付 年 月 日 (Issue Date).
- Middle Left:** 交付の 年月日 (Date of Issue) field, with the example date 平成 年 月 日.
- Middle Right:** 有効 年月日 (Validity Date) field, with the text 日まで有効 (Valid until).
- Bottom Left:** 番号 第 (Number) field, containing a grid for license numbers (e.g., 二, 小, 一, 種).
- Bottom Center:** 運転免許証 (Driver's License) label.
- Bottom Right:** 写真 (Photo) area with a box and the label 公安委員会 (Public Safety Commission).

別記様式第十四(裏)を次のように改める。

(裏)



別記様式第十四中備考の2を削り、備考の3を備考の2とし、備考の4を備考の3とし、備考の5を備考の4とし、備考の6を削り、備考の7を備考の5とする。

附 則

- この府令は、平成二十二年七月十七日から施行する。
- 運転免許証(仮運転免許に係るものを除く)の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第十四の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。